

## 【大会特別規則】

2017.8.3

※赤文字が訂正部分

### 1. 飲食料の補給

飲食料の補給は全クラスタで実施しない。

### 2. ニュートラルサービス

本大会でのニュートラルサービス(共通機材の提供)は実施しない。

### 3. 周回遅れ

原則として周回遅れは適宜失格としてコースから除外する。

周回遅れになるとみなした選手に対しコントロールライン付近の関門で通告を行うが、その他の場所においても地上もしくは移動審判員の指示に従うこと。

### 4. ニュートラリゼーション

- A 残り5周回(残り距離5.8km)までニュートラリゼーションを認める。  
※周回板が6を表示した周回までニュートラリゼーションを認める。
- B 各カテゴリーのレースにおいて2周回のニュートラリゼーションを認める。  
但し、審判員により認定が同一周回中に行なわれない場合は認めない。  
復帰する際には審判員の指示に従うこと。
- C 適用条件は「落車」「パンク」「自転車の重要部品の破損」のみに限られ、その他の理由(変速不良、体調の悪化等)ではニュートラリゼーションは認められない。

### 5. 機材補給

- A 各チームによる機材補給は機材ピットのみで認める。
- B 機材ピットを1箇所とする、ピットの位置はマップを参照のこと。
- C 機材ピットでサポートを行なうチームスタッフは、有効なライセンス(日本体育協会自転車競技各級コーチ・各級指導員、JCFチームアテンダント)保持者、もしくはJBCFチームアテンダント講習終了証保持者とする。  
※チーム・アテンダント臨時登録届を有しているチームスタッフのピット進入はできない。

## 6. 機材ピットのチームスタッフ数について

機材ピットに入れるチームスタッフの人数については、レースごとの出走選手数に基づき次のように制限する。【4人以下=1名、5人以上=2名】



チーフコミッサー  
力石 達也  
以上